パブリック・コメント実施結果について

パブリック・コメントにお寄せいただいた意見と、その意見に対する市の考え方を公表します。
貴重な意見をお寄せいただきありがとうございました。

1 意見の提出状況

計画案等の名称	守谷市地域防災計画の改定（案）		
意見提出期間	令和７年２月 13 日（木）から３月 16 日（日）まで		
意見提出者数	7人	意見件数	32件
意見の反映結果	Ａ ： 意見の内容が計画案に含まれているもの Ｂ ： 意見を踏まえた修正・対応をするもの Ｃ ： 意見または要望として承ったもの		

※ いただいた意見は、概要を掲載しています。
※ パブリック・コメントは、いただいた意見や情報の内容を考慮して施策等の策定を行うものであり、施策等の賛否を問うためものではありません。
※ いただいた意見のうち、本計画案の内容に関する意見ではない所感などについては、関係課に伝達しました。

2 寄せられた意見の概要と意見に対する市の考え方

番号	該当ページ	意見の概要	意見の反映結果	意見に対する市の考え方
1	P3－26	《ご意見の該当部分》 第5の条文中、「要配慮者」の説明書きとして括弧書き中の（災害時に自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など」 【具体的なご意見】 など、とあるが、などで記載されないような属性のうち、明確に記載したほうがいいものがあるのではないか。要介護者（介護レベルが高い）、妊娠中の方である。この属性の市民について、行	B	当該箇所は茨城県計画と同じ記載としておりますが、ご意見を踏まえて「妊産婦」を追記いたします。 なお、要介護者については「避難行動要支援者」として、定義も含め同じ第5の「2（1）」で記載しております。 【追記修正します】

		政に対し手続きをしているから、市として当該住民の存在は把握できるはず。そのような属性は明確に記載してもよいのではないか。"		
2	P3−26	【具体的なご意見】 繋がりの促進、支援体制づくりの促進において、行政にてもう少し介入し、本計画の記載を具体化できるようにしたほうがよい。近年、そしてこれからも、守谷市における増加人口の居住先に、マンション/アパートの割合は増えるだろう。こういった集合住宅の特徴の 1 つとして、住民間のプライバシーの高さである。その反面、交流が乏しい。この特徴を踏まえ、人口増がもうしばらく見込める守谷市は繋がりの促進、支援体制づくりの促進をすべき。	A	頂いたご意見を踏まえ、具体策については今後検討させて頂きます。また、第3章第3節第5の4（2）に記載の「近隣住民とのコミュニケーションづくり」の推進をして参ります。 【原案のとおりとします】
3	P3−26	【具体的なご意見】（(4）の条文中【情報伝達手段】として） 5 つ活用ツールを挙げているが、4 つは、広域大規模停電が発生すると、活用できない恐れがある。大規模停電になったら、スマホやパソコンは充電できず、見られなくなるかもしれない。そもそも、電波電気通信はできなくなる恐れもある。公共電力網に依存しない手段を策定すべき。	A	様々な広報手段や情報伝達の多重化など、今後も検討して対応して参ります。 【原案のとおりとします】
4	P2−2	【具体的なご意見】	A	今回の改定にあたっては、茨城県が科

		1.想定最大震度は「6 強」で改訂前と同じなのに被害想定を激減させた理由があるはず。建物は年々老朽化し、人口は確実に高齢化する中、被害が激減することは考えられない。周辺市町村との横並びで考えて欲しくない。特に、みずき野地区は超高齢化地区であり、他の地区と同等の建物・人的被害ではないと思われる。		学的知見に基づいて行った地震被害想定調査（H30.12）の結果を採用しており、現行計画の想定とは対象地震や建物数・人口等が異なるため単純な比較はできません。なお、市では今後も、その時点における最新の想定結果をもとに改定を行っていく予定です。 【原案のとおりとします】
5	P2−3	【具体的なご意見】 2.発災時刻にもよるが、発災「当日」に避難所生活を強いられる住民が発生するうえで、発災の曜日・時刻に関係なく避難所開設が出来る体制を作るために、避難所である郷州小学校と市の防災倉庫の鍵は町内会も管理することにして、平時の市・小学校・町内会の連携と訓練を実施すべき。	A	飲料水、乳児用ミルクを含む非常食等が備蓄されている防災倉庫の鍵の管理につきましては、その管理方法も含め具体的な対応については今後検討していきたいと考えています。 【原案のとおりとします】
6	P3−4	【具体的なご意見】 3.災害発生時には各地区の自主防災組織の活動が期待されるが、各地区防災計画の策定とその活動を支援するために、市が主催する「初期消火訓練」、「救出救護訓練」、「避難誘導訓練」、「給食給水訓練」を各地区公民館を利用して継続的に開催することで、住民の意識とスキルが向上する。例えば、2/11 に高野公民館で開催された自衛隊による止血・搬	A	自主防災組織の育成指導につきましては、地震災害対策編 3 章 4 節の「3（2）自主防災組織等における訓練（発災対応型訓練）」に示す通り、今後も連携した対応をして参ります。 【原案のとおりとします】

		送訓練などは有効。消防署・消防団による消火ホース展張・消火栓接続訓練や危険個所探しのまち歩き講座、備蓄食料の入替時期に試食会開催など。		
7	P3-6 P3-22	【具体的なご意見】 災害時に公民館を活用したい。備蓄品はないが、設備はしっかりしており、スペースがある。災害時に町内会等が公民館を利用でき、市との連絡も確実に出来る体制づくりが必要と考える。	A	指定避難所を含む 4 公共施設の公民館については既に簡易無線機を配備しております。なお、避難所としての対応につきましては、今後検討して参ります。 【原案のとおりとします】
8		持ち歩きできるサイズの防災ポケットガイドを作成し全市民に配布	C	頂いたご意見を参考に、作成方法・記載内容等も含め、協議、検討して参ります。
9		リニューアルされた郷州公民館をみずき野地区の防災ベース基地として臨時避難所に指定し以下の検討をお願いしたい。 （1）少なくとも水と非常食の備蓄 （2）電源確保（自家発電Or蓄電池） （3）通信および連絡手段（防災無線・防災電話・大型スピーカー）	C	避難所の指定につきましては、今後も施設の規模、構造及び設備等を含め検討して参ります。
10		「守谷市災害時行動マニュアル」、「守谷市災害時初動対応マニュアル」、「守谷市防災施設等配置地図」等々の資料が簡単な位置付け説明と共に地域防災計画を中心に体系的に示されると良い。それらの資料が何処で参照できるのかも示されると便	C	守谷市地域防災計画に関連する資料として「資料編」に掲載しております「防災施設等配置地図」、さらには、市職員の行動指針とした「守谷市災害時行動マニュアル」、「守谷市災害時初動対応マニュアル」につきましては、現在内容の見直しをしております。終了後、最新のものを市 HP にてあらためて公開いたします。

		利。		なお、体系図に関しては次回改訂の際に検討させていただきます。
11	P1−2 P3−13	【具体的なご意見】 1−2の(3)地質にある「地山(じやま)」、3−13のイ地中電線路にある「とう道(洞道)」後者は漢字を併記するだけでも推測し易くなる	B	御意見を踏まえて追記しました。 「地山(じやま)」・「とう道(洞道)」 【追記します】
12	P3−26	【具体的なご意見】 市から定期的に提供される要配慮者は高齢者のみで、障害者(目・耳・口が不自由な人)は含まれていない。障害者が完全に抜け落ちてしまっている。高齢者と障害者で市役所内で担当課が違うことによってこのような抜け落ちが生じているのではないか。つまり担当課によって地域防災に対する意識の差があるのではないか。 『参考』 「定期的に提供される」とは、避難行動要支援者名簿を指す	A	障がい者を含む要配慮者への対応は、第3章第3節「第5要配慮者の安全確保のための備え」に記載しており、同条の「2(2)避難行動要支援者の把握」に基づき「避難行動要支援者名簿」の作成などの対策を進めております。 また同じ第5の「2(1)避難行動要支援者の範囲」で要介護者の範囲について、定義も含め記載しておりますが、今後も各部局と連携を密にし対応して参ります。 【原案のとおりとします】
13		【具体的なご意見】 地区防災計画は自助・共助・公助をあわせることを目的として導入されているが、自助・共助に対する市の働きかけが弱すぎるのではないか。大規模広域災害が発生した場合、避難所の運営は事前に準備が出来ていないと混乱は必至。避難所運営マニュアルが無いのは殆どの避難所でもいえるのではないか。 『参考』	C	第3章第3節第4の「1(6)避難所の運営体制の整備」に基づき各避難所個別の運営マニュアルの作成の普及に努めて参ります。

		ご意見にある「避難所運営マニュアル」は、自治会で作成したものを指す		
14	P3-29	【具体的なご意見】 みずき野地区は全人口に対する65歳以上の高齢者の割合は54%の超高齢化地域、しかも広域(約2,000世帯)。そのため大規模広域災害がみずき野地区を襲った場合、共助のために動ける人が限られ軽トラによる情報共有も十分に行えない。防災スピーカーはその解決策となり得る。市のオンライン志向は理解するが、高齢者の実態(公民館のサークル活動でスマホを所有する人は7割で3割はオンラインには不向き)を考えると情報難民を放置してしまうこととなる。結果として取り返しのつかない問題を引き起こしかねない。高齢者の割合は年々高まるし、オンラインに不向きな人を教育することは不可能に近い。	A	防災スピーカーの有効性も含め、様々な広報手段や情報伝達の多重化など、今後も検討して参ります。 【原案のとおりとします】
15	P2-2	【具体的なご意見】 根拠が示されないととても不安になる、一方で示されると安心材料になるのではないか。	A	今回の改定にあたっては、茨城県が科学的知見に基づいて行った地震被害想定調査(H30.12)の結果を採用しておりますが、現行計画の想定とは建物数・人口等が異なるため単純な比較はできません。市では今後も、その時点における最新の想定結果をもとに改定を行っていく予定です。 【原案のとおりとします】
16	P3-22	【具体的なご意見】 どちらも耐震工事がされてい	A	避難所の指定につきましては、今後も施設の規模、構造及び設備等を含め

		るので安心。またどちらも調理室があるので暖かいものを提供できる。 教室／会議室があり妊婦・障害者等の配慮を要する人を収容し易い。		検討していきたいと考えています。 【原案のとおりとします】
17	P3-6	【具体的なご意見】 Wi-Fi があれば情報共有がし易くなる。共助のために動ける人に限りがあるため、作業軽減の助けになる。	A	Wi-Fi 環境につきましては、現在、指定避難所とした小学校（9校）及び中学校（4校）の「体育館」では、市職員による切り替え作業により、一般の方も利用が出来る Wi-Fi 環境が可能となります。その他の避難所につきましては今後検討していきたいと考えています。 【原案のとおりとします】
18	P3-6	【具体的なご意見】 防災訓練時に毎回使用出来れば住民の意識向上にもつながるし、被災時にも使えるようになる。そもそももりやレポートを知らない人の方が多いので啓発にもなる。	A	平成 30 年から運用している Morinfo につきましては、今後も利用の促進を図っていくとともに、訓練時における利活用等、具体的な対応については今後検討していきたいと考えています。 【原案のとおりとします】
19	P2-2 P2-3	【具体的なご意見】 ・守谷市の概況（実態）の被害想定がおおざっぱである。 ・避難者数（帰宅困難者含むと）が少なく感じる。 例えば人的被害であれば、風速も条件に加え、死者や負傷者の原因別詳細明示。 ・第 3 節で人口数を記載すべき。 ・産業について記載すべき（事業数・従業者数など） ・市内の環境を記載すべき（道路網・区画整理事業・都市公園など）	B	・今回の改定にあたっては、茨城県が科学的知見に基づいて行った地震被害想定調査（H30.12）の結果を採用しております。 ・市内の環境につきましては、第 1 章第 3 節で、「市の防災環境」を示しております。また、「緊急輸送道路」を資料編に示しております。 ・組織体制については市災害時初動対応マニュアルにて記載しております。 ・合計の計算についても県計画の通りですが、注釈として「集計結果の切り上げ処理等により、表中の数量は合計が合わない場合がある。」と書かれていますので、その旨を追記します。

		・通常時の市行政組織と災害時の組織図（担当する通常時課名）関連性を明確に。 例えば、建設課→生活基盤対応部土木班、保健予防課・介護福祉課・健幸長寿課→福祉・救護・避難 支援部避難所班 ・P2－3 ページ第 4 生活支障の所合計の計算が違っているところがあります。 避難者数の総数が違う{避難所＋避難所外の合計が違う(冬深夜。夏の各当日) }		【注釈を追記します】
20	P3-2	【具体的なご意見】 災害対策基本法第４２条３項に記されている地区防災計画を推進し、地域コミュニティにおける共助による防災活動に取り組むことで、地域の防災力やコミュニティの維持などが期待できるので、各まちづくり協議会・町会・自治会等に働きかけ、災害対策基本法第 4 2 条の 2 の 3 項に基づき、成熟したところから地区防災計画を定めるべきである。	A	地区防災計画につきましては、第 3 章第 1 節第 1 の「3（5）地区防災計画の策定」に記載しておりますが、今後も計画作成に向けた働きかけを促進して参ります。 【原案のとおりとします】
21		【具体的なご意見】 ・市内のまちづくり協議会、町会・自治会等の地区防災計画の策定推進啓発活動 ・各まちづくり協議会別の避難所開設・運営等のマニュアル作成の推進 ・地区防災計画策定地区に助成金制度の創設		地区防災計画につきましては、今後も計画作成に向けた働きかけを促進して参ります。 また、第 3 章第 3 節第 4 の「1（6）避難所の運営体制の整備」に基づき各避難所個別の運営マニュアルの作成の普及に努めて参ります。 ご意見をいただいた助成金制度の創設につきましては、今後慎重な検討をしていきたいと考えます。

22		・私は久保ヶ丘三丁目に住んでいますが、市の広報(スマホ)によると最寄りの指定避難所に いくことができるとなっています。しかし、自治会の防災訓練によると避難が必要となるときは一時避難場所(立沢公園)に行って、集団で御所ヶ丘小学校(避難所)と行くと伺いました。どちらが正しいですか。私は松前台小学校の方がとても近いです。 また、指定避難所 18 か所に避難者を全員受け入れられるか疑問をいだいています。 外国人に対する総合的な災害支援など詳細対策(書面や図等による案内板等) 福祉避難所(第二次避難所)の明記がないが市内に福祉避難所がないのか?	C	災害時の避難につきましては、各自治会により異なりますが、安否の確認の意味合いを持っているものと理解しています。また、避難所の開設につきましては市が発信する避難所開設情報を確認いただき安全な場所に避難していただくようお願いいたします。避難所の収容人数につきましては体育館等を基本としておりますが、避難者の状況により校舎等を拡充して対応して参ります。また、外国人に対する支援対策につきましては、3章3節第5の「4(4)外国人に対する安全確保の充実」に記載しておりますが、今後も市職員に対し「やさしい日本語」など教養を深めて参ります。福祉避難所につきましては、現在守谷市では指定をしておりません。今後協議検討を重ね指定福祉避難所を公表して参ります。
23	P2-2 P2-3	【具体的なご意見】 〇地震災害による被害は、条件が少しでも変わると被害の出方や被害量が変化する。 〇調査報告書に記載の事象が必ずしも発生するとは限らない。 ・「茨城県防災会議」の報告書は、防災関係機関の長・職員又は県職員のうちから任命された委員をもって構成、審議のうえ決定公表されたものである。 地域の状況を最も理解した上の結果である報告書は、端数の処理を行って公表し	A	今回の改定にあたっては、茨城県が科学的知見に基づいて行った地震被害想定調査(H30.12)の結果を採用しております。 なお、茨城県が公開している「地震被害想定想定調査報告書(H30.12)」では市町村別に具体的な被害想定値を公開しており、本計画ではこちらの値を掲載しております。 また、茨城県では注釈として「集計結果の切り上げ処理等により、表中の数量は合計が合わない場合がある。」と書かれていますので、その旨を追記します。 【原案のとおりとします】

		ている。 ・建物被害,人的被害の他、ライフライン被害、生活への影響等が該当する(例は以下)		
24		【具体的なご意見】 令和 6 年能登半島地震(以下能登半島地震という)等災害対応の教訓、施策進展等を踏まえ…とされるが、 ①中央防災会議において、能登半島地震の被害想定が、地域防災計画"を大幅に超過した事 の総括がなされていない 添付資料 1「令和 6 年度能登半島地震」に於ける"地域防災計画"の検証(ご参照) ②能登半島地震に於ける災害対応の教訓・・・とするが、災害対応に関する、半島過疎地域に於ける要因の評価が解説されている。 しかし、当市に於ける環境と全く異なる状況故に能登半島地震の教訓は、当市の参考とはならない。 本地域防災計画はインフラの復旧遅延に対する考慮がなされている?疑問 ③改正の主要事項は、現行の「茨城県地域防災計画」に於ける被害数値に訂正したもの。と、小生は理解している。	C	防災基本計画の一部改正に伴う最新の情報として履歴に表記したものですが、茨城県地域防災計画(令和 6 年 3 月)の被害想定結果を引用していることから履歴「改定・修正概要」欄の表記を修正します 【修正します】
25	P3-22	【具体的なご意見】 指定避難所は、住人にとって発災時に於ける避難活動の基本となる施設・情報であ	A	今回の改定において、避難所、避難場所につきましては、基本条文は計画で示し、施設の一覧表のみを資料編に掲示したものです。

		る。 ・重要な基本情報は、重複があっても良いと思う ・現況の資料編に於ける避難所は、(避難所・避難場所・緊急輸送道路)配置図(地-3-004) であり避難所が色枠により示されているが、判り難い。 ・守谷市地域防災計画(資料編)地一03・007が存在しない事から、表現の可否を保留。 ・指定避難所は、一覧表とし、想定される対象地区名を併記が妥当 重要な情報である事から、本文に掲載すべき項目、資料編は参考の資料		また、条文の補足として一覧表の記載場所を記載して示しております。 今後、施設名称の変更、施設の追加等が生じた場合には、資料編に掲示した一覧表を遅延なく修正して参ります。 【原案のとおりとします】
26	P3-23	【具体的なご意見】 ・ ②要配慮者避難所は、平時において、その運用方法を検討し、 基本運用方法を周知させてお くべき施設。 ・この施設は、現在の地域防災計画に表記の他、広報もりや(N。686 2021年8月号)に掲載 されており、広く市民に周知された施設。であるからこそ、平時において"発災時'に於ける入所基準(優先順位)を明確にしておく必要がある。	A	避難所等の一覧表は資料編の「守谷市防災施設等(指定避難所、指定緊急避難場所)一覧」に示しております。 また、各避難場所の条文の補足として、一覧表の記載場所を示しております。 今後、施設名称の変更、施設の追加等が生じた場合には、資料編に掲示した一覧表を遅延なく修正して参ります。 なお、避難所の具体的な表記方法、対応については今後検討して参りたいと考えています。 【原案のとおりとします】
27	P3-23	【具体的なご意見】 〇災害対策基本法第 49 条 7 に於ける「指定避難所の指定」を行い、さらに令 20 条の 6-5 の規定に基	A	ご意見を踏まえ、関係部署並びに各関係機関とも慎重に協議を重ねて行くとともに、更なる具体的な対応については今後検討していきたいと考えています。

		づく要配慮者の為の福祉避難所の指定が求められている。更に、災害対策基本法施行規則第 1 条の7の2において、指定福祉避難所の公示するものとする。と規定されている 〇守谷市に於ける福祉避難所は、従来からその存在は非公表。（故にどの施設が指定済か不詳） ・関係者には周知の事実であると思われるが、他の自治体では公表されている事例が多い。この動きが標準となるものと考える。 ・福祉避難所は、医療面等において特別な配慮が必要とされる。必要な人材を予め想定し、市職員及び支援者の配置を計画しておくことが肝要。 〇既存の市福祉施設は、周囲の住人にとって耐震性能に優れた公共建築物である（と思われる）事から、絶好の避難場所ととられている方が居るものと推定される。 普段利用される（要配慮者）方々にとって、安全・安心な居場所であり、普段と同じ環境を維持する事が重要。この事情を予め周知しておかねばならないと考える。今回の改定を、良い機会と捉え、発災時に一般避難者を受け入れることが出来ない施設である事を告知すべきと考え		【原案のとおりとします】

		る。 〇「守谷市災害行動マニュアル」（平成 31 年 4 月）避難・誘導（第 4 章 第 5 節 第 1）26p において、担当班等、現行組織の役割分担が不詳である。特に、専門性が要求される、福祉避難所は担当部署を明確にすると共に、支援体制を予め定め、訓練が必要と考える。 〇「地区防災計画」の立案にあたり、準公共施設（集会所・障がい者施設・幼保育園・寺社等）は地域の防災活動の拠点となり得る施設。施設管理者の許可が必要となる事から、市の支援が必要と思う。		
28		【具体的なご意見】 〇市の行政機構は変化しており、上記マニュアル類はその改訂・修正がなされていない。 ・上記マニュアル類の他、関連する規準図書は ・災害時業務継続（BCP）計画 ・国土強靭化計画 〇発災時に於ける市の行動は、「守谷市災害時初動行動（対応）マニュアル」等の規定に基づき行動する。 その行動は、班編成により担当課が指定されているが、その分担が現行の行政機構に対応していない。 ・現行の組織名称、構成人員	C	「守谷市災害時行動マニュアル」、「守谷市災害時初動対応マニュアル」、「災害時業務継続（BCP）計画」につきましては、現在修正中です。修正終了次第、令和７年度のできるだけ早い時期の公表を予定しております。 なお、令和4年度に改定した守谷市国土強靭化計画につきましては、5年後の令和8年度に見直しを行う予定です。また、守谷市災害時廃棄物処理計画（震災編）の見直しにつきましては、検討して参ります。

		の変化に対応する ・班毎の必要人員と、応援職員の受入体制の整備 ・班毎に、その役割・行動計画を制定する →災害シナリオの（発災時・初動対応等）制定が必須 〇近年の地震災害事例（熊本地震、令和 6 年能登半島地震）に於ける対応例を基に、守谷市に対応する計画の立案が必要。 〇「守谷市災害時行動マニュアル」の創り込み、検討が最も必要である。現状は、検討項目を列挙したもので、具体的行動について規定したものでない。 想定外を防ぐ為に!! 〇「災害シナリオ」に基づく行動計画の立案と、それに基づく訓練が必要。訓練で出来ない事は、発災時には出来ないので、想定に基づく具体的行動計画が求められる。		
29		【具体的なご意見】 〇ペットは多くの家庭で飼育されており、家族同様な取扱をされている。発災時において、指定避難所は、ペットの同行避難が出来ないことから、在宅避難か、遠方避難を取らざるを得ない状況に置かれている。 〇各指定避難所にペット同行避難を認める ・ペットを収納飼育する”ク	C	頂いたご意見を参考に、関係機関とも慎重に協議を重ねて行くとともに、更なると具体的な対応は今後検討させて頂きます。

		レート”、及びエサ・管理は飼育者本人が行うものとし、その運営は、ペット避難所運営マニュアルに準拠する。 ・指定避難所（学校施設）は原則プールが設置されており、フェンスに囲まれている。 プールは東日本大震災以来使用されていない遊休施設となっている。 ・プール施設が無い指定避難所（北園保育所、田園都市センター、もりりん北守谷）は従来通り、ペットの同行避難は認めない。 ・ペット同伴避難は、介助犬以外は認めない。		
30	P3-22	【具体的なご意見】 〇熊本地震においては、避難所入所者は最大 184 千人（震度Ⅵ以上の地震が記録された地域の住人 1,480 千人の 12.4%）であり、避難所は過密状態であった。 〇公共施設の活用が基本である事から、市の施設をどの様に活用するか、基本計画が必要。市の主要施設 38 ヵ所のうち、26 施設は、予めその役割が公表又はその役割が明確にされている。 残り 12 施設（別表： 黄色部）は、その役割が公表されていない。 ・耐震性能に優れた RC（鉄筋コンクリート）造・S（鉄骨）造の施設が主体である事か	A	公共施設の具体的な対応及び使用方法につきましては、今後、慎重に検討して参ります。 【原案のとおりとします】

		ら、安全・安心の施設と見做されている。 ・周辺の住民が避難を求めてくる可能性が高い施設といえる。 ・予めその用途を公表し、一般の避難者を受け入れない施設である事を告示する必要。 〇避難所の基本は建物内への収容であり、 ・施設に於ける（避難者）収容能力の把握 ・算定にあたり、感染症予防対策仕様の基準（概ね4㎡/人の居住空間を確保） による、施設ごとの評価が必要。 〇市内各地に、幼保育園が点在している。その多くが私立の施設であり、所有者の許可・同意がなければ利用出来ない。地区防災計画の立案により、地区の発災時に於ける行動計画が、共通の認識とすべく働きかけが必要。市は積極的に働き掛ける必要があり、“指導の強化”を切望する。		
31	P3-2	【具体的なご意見】 必要に応じて 開催を招集する若しくは最低年 2 回程度の開催をする。 理由は（5）の地区防災計画の策定 において、「…市民が地区防災計画を策定し、市防災会議に提案することができ、市	A	基本は年に1回ですが、必要に応じて臨時の防災会議を開くこともあり、提出頻度を見て検討してきたいと思います。 【原案のとおりとします】

		防災会議で必要と認められた場合には地域防災計画に定める」との記載があります。 この地域防災計画はあくまでの市の計画であり、大規模災害が発生した場合には市は自治会やまちづくり協議会、住民の協力が必要になります。今後この地区防災計画策定を市が推進する場合には、各地区からの提案が出てくると思いますので、一年に一度の頻度では対応が遅くなる場合があります。現在の年1回の形式的な会議では不十分だと考えます。		
32	P3-6	【具体的なご意見】 以前松丸市長の選挙公約の中にこの「防災無線」を設置するというものがありました。 当選された後、費用対効果を考えて、この防災無線の設置については検討しないとの話が一方的にあり現在に至っております。 防災無線の設置や防災ラジオの貸与などについて以前から検討されていると思いますが、「やかましい、家の中にいると聞こえない」などの否定的な意見を採用して今回の計画に入れていないと思います。しかし、長期的な視野に立つと、この防災無線の設置を入れるべきです。 このままですと、今後10年間	A	防災無線の有効性、効果などを含め、更なる情報の多重化に向け検討して参ります。 【原案のとおりとします】

		この防災無線についての検討をしないことを意味します。 現在のモリンフォや民間放送機関の利用、Wi-Fi 環境の整備だけでは不十分です。 守谷市内でも地区によって必要性を感じていないところは必要ありませんが、必要だと思う地区には設置することを明記するよう再度検討願いたいと思います。 また、防災無線の機器自体も年々改善されていますので、学校や公共施設の屋上に拡声器を設置して、災害時のみならず、平時の子どもたちの登下校の安全、徘徊老人捜索のタイミングの良いアナウンス、車の窃盗被害の発生などの緊急アナウンスすることにより、盗難抑止効果を狙うことも可能です。 茨城県南部、守谷市では毎年窃盗や車の盗難事件が多発しており、50年経っても改善されていないません。防犯対策としても安心安全のまちづくりには必ず必要な設備だと強く思います。		